

學校
讀本

小學生徒心得
全

176
4
172

館籍表會育教本日大

一	一
六	八
號	函
册	架

K110,1
35

B

I

238-23



明治十一年七月改刻

學校
讀本
小學生徒心得

東京府

小學生徒心得

第一條

學文を爲すに他あり。智を開き身を脩め才
藝を長し人より頼らずして自營の道を立つ
るにあり。されば生徒たるもの第一身の
行を正しくし常に學業を勉勵し將來の幸福
を受る様心懸くること肝要あり

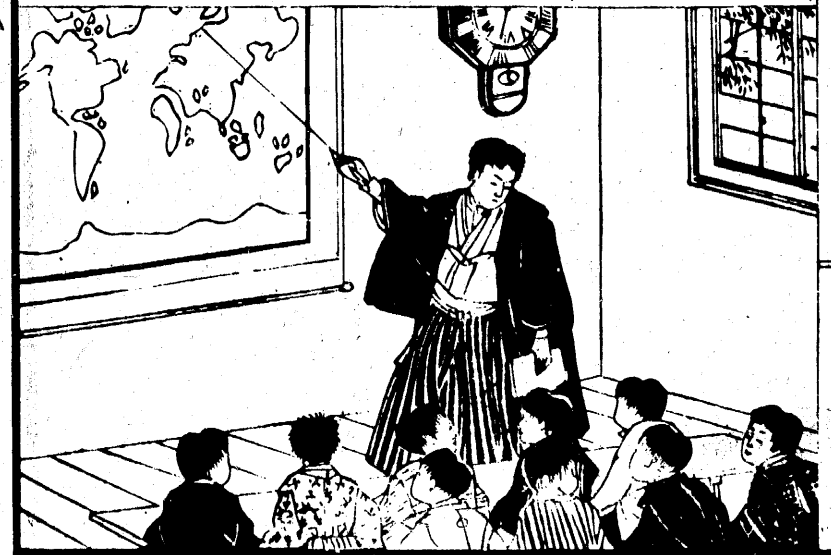
第二條

常に學止言語を慎み一意に教師の指揮に

從ひて教を受くべし
苟且も粗暴の振舞
をなす他生の嘲笑を
うけざる様心かくべ
し

第三條

教師に我に學術を授
くる恩人なり常に敬
禮の意を失ふべから



す

第四條

朝いかならむ早く起き先衣服を著替へ顔
と手を洗ひ口を嗽ぎ髪を櫛り而して後尊
長に一禮をなして其安否を伺ふべし

第五條

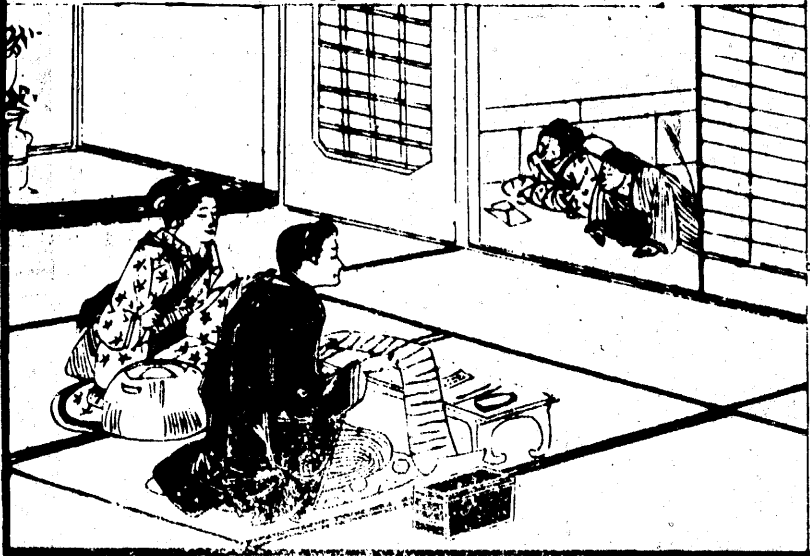
毎朝食事終れに學校より出る用意を爲し教
場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さ
ざる様を致すべし

第六條

學校は登るべき制限
の課業の始る制限の
十分前たるべし

第七條

學校に至れば先扣所
に入り行厨を我坐席
に置き教師の差圖を
待ちて教場に入るべし



決して高聲遊戯をなすべからず

第八條

教場に入りて席に就くときハ教師ハ敬禮
を行ふべし

第九條

若事故ありて出校の制限は後れたるとき
ハ其由を教師に告げて差圖を受くべし

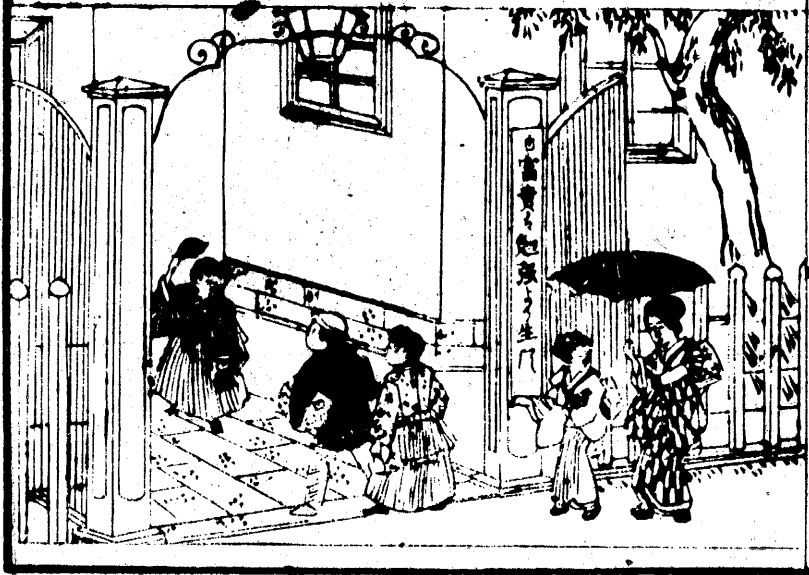
第十條

教を受るときは勿論總て我意我慢を出さ

べからず教場にて己の意を述べんと欲せば右の手を揚げて其意を知らしめ教師の許可を受けて後おたやかに言すべし

第十一條

教師は告げずしてみだりな教場の出入を



なすべからず

第十二條

障子襖の開閉は静になし書物器械の叮嚀は取扱ひ破損せざる様又行厨の静に食人と湯茶を争ひ或は衣服など濡さぬ様注意すべし

第十三條

教場は於書籍石盤等を出し納れするときの響の聞えざる様に注意し又壁扉其他の

物へ濫書し又ハ外見
雑談をなすべからず

第十四條

學校は往返する途中
は於遊び戯るべから
ず若車馬等又行逢ふ
ときハ其通り過るを
待ち決して其前を馳
過ぐべからず



第十五條

自宅へ歸りたるるときと他出するるときハ其
由を尊長に告げ敬禮をなすべし
但學校より歸りたるるときハ必日課優劣
表を尊長に示さべし

第十六條

雨天のときハ別して傘はききものを取揃へ
置き退校のとき錯亂なき様注意すべし

第十七條

學文をなすとも身體
健康ならざれば其詮
なかるべし常は左の
條件を守りて自ら病
を招くべからず

第一 課業畢る毎
に體操場よ
出て運動を
なすべし



第二 運動をなすとも奔走すること度
に過ぐべからず

第三 熱き湯茶を強て飲むべからず
第四 字を寫し算を學ぶに體を曲げ胸
を屈むべからず

第五 雨天は傘なくして歩行をべから
ず

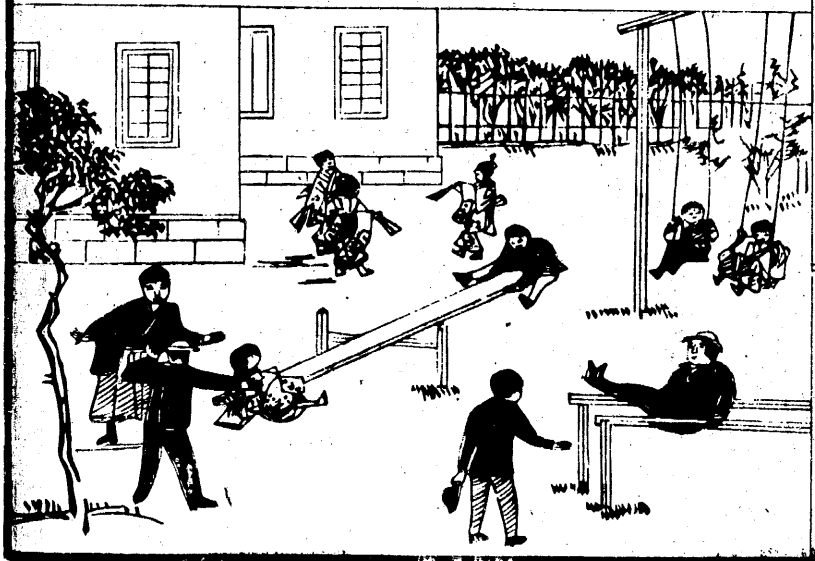
第六 冠物をなくして炎天を冒し跣足ふ
して雪中を行くべからず

第十八條

急は覺えんとするときは却て忘れ易きものなれば一事を覺えて後一事に移る様に心掛くべし

第十九條

覺え惡として決して倦み怠るべからず怠ら



ず勉強するときい自然に覺ゆるものなり但其日ふ教を受けしことい退校の後尊長の前よて復讀を爲すべし

第二十條

朋友と睦しく交り決して不敬不遜の振舞あるべからず又人を誹謗すべからず

第二十一條

人より争を仕懸とも決して之と争ふべからず其由を教師に告て指示を受くべし

K110,1-35



第二十二條

尊敬すべき人又ハ知
己の人ヲ出逢ふとき
ハ敬禮をなすべ
小學生徒心得終

明治七年六月廿日 翻刻御届
全 年八月 出版

東洋堂

新潟縣平民

翻刻人 松田喜久松

新潟縣越後国古志郡
長岡呉服町百三十四番地